

○中村学園大学（含む短期大学部）学生留学規程

平成15年1月1日

制定

（趣旨）

第1条 中村学園大学（含む短期大学部）（以下「本学」という。）大学学則第43条及び短期大学部学則第38条の規定に基づく外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学」という。）に留学する学生に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

2 この規程にいう外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で、学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。このことの調査認定は、国際交流委員会が行う。

（定義及び種類）

第2条 この規程で留学とは、次の各号の一に該当するものをいう。

（1）本学との交流協定を結んだ外国の大学において、本学の許可を得て、学位を取得すること又は所属学科での学びを活かした実践活動及び授業科目を修得することを目的としたもの

（2）本学の交流協定校以外の外国の大学において、本学の許可を得て、授業科目を修得することを目的としたもの

2 前項により留学する学生を派遣留学生という。

（出願資格）

第3条 留学を志願できる者は、次のとおりとする。

（1）各留学プログラムにおいて別に定める要件を満たしている者

（出願手続）

第4条 留学を志願する者は、所定の留学願に次の各号の書類を添え、学長に願い出なければならぬ。

（1）留学計画書（所定用紙）

（2）留学期間終了後の本学における履修計画書（所定用紙）

（3）保証人連署の留学誓約書

（4）その他本学が指示する書類

（留学の許可）

第5条 留学の許可は、国際交流委員会の議を経て学長がこれを行う。

(留学期間)

第6条 留学の期間は、原則として1年以内とする。ただし、教育上特に必要と認められる場合は、この期間の延長を許可することができる。

2 留学期間の延長を希望する学生は、留学期間終了の3カ月前までに、所定の留学期間延長願を期間延長の必要性が認められる資料を添えて学長に提出しなければならない。延長できる期間は1年以内とする。

3 国際交流委員会の議を経て、学長は、留学期間の延長を許可することができる。

4 留学期間の延長が認められた者は、休学期間の延長手続きを行うものとする。但し、休学せずに派遣されている者については、延長期間については休学とし手続きを行うものとする。

(留学終了の手続)

第7条 派遣留学生は、留学期間終了後、速やかに所定の留学報告書に成績証明書及びその他本学が指示する書類を添え、学長に提出しなければならない。

(修得単位の認定)

第8条 大学学則第20条及び短期大学部学則第18条の規定により、留学先で修得した単位は、所定の手続きを経て、本学の単位の認定することができる。

(留学の取消し及び辞退)

第9条 遣留学生が留学先においてその資格を取り消されたときは、本学における留学の許可を取り消す。

2 派遣留学生が次の各号の一に該当するときは、留学先と協議のうえ、本学における留学の許可を取り消す。

(1) 留学の成果をあげる見込がなくなったとき

(2) 派遣留学生として、本学及び留学先の規則に違反したとき

(3) その他派遣留学生としての本分に反する行為があると認められたとき

3 病気その他やむをえない理由により留学の継続が不可能になった場合、派遣留学生は、所定の留学辞退届にその旨を証明する書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(派遣留学生への特例)

第10条 派遣留学生の取扱いについては、大学間協定の内容等に基づき、特別の扱いをすることがある。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、学生の留学に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行にともない、「中村学園大学短期大学部学生留学規程」は、令和6年3月31日をもって廃止する。